



「都市ガスの小売り自由化」に伴う便乗商法にご注意!!

～ガス会社以外の手会社も参入します あわてて契約する必要はありません～

都市ガスの小売りが4月1日に全面自由化されます。昨年、自由化された電力に続いて都市ガスでも地域独占が廃止され、消費者が契約先を選べるようになります。変化する社会システムで選択肢が増える一方、戸惑う高齢者層などにつけ込んだ悪質な「便乗詐欺の勧誘」が発生し、既に国民生活センター・消費生活センターなどに相談が寄せられています。

また、今後起こりうる消費者被害として、①必要のない新しいガス機器などの購入を勧める②乗り換えに高額な初期費用が必要と案内する③高い入会金を支払えばガスが格安で使える といった強引な電話勧誘や訪問販売が考えられます。このようなことが起きたら、消費生活相談窓口などにお問合せください。

都市ガスの契約先乗り換えにあたり、メーター機の切り替えもなく新たな配管も必要ありませんので、ガス会社を乗り換えても通常、費用は発生しない見込みです。



都市ガスの小売り自由化に伴うトラブルが発生しているため、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会は確認ポイントをまとめ、注意を呼びかけていますので、慎重に確認しましょう。

契約する時の主な確認ポイント

- 毎月の都市ガス料金はいくらか
- 契約期間と供給開始時期
- 都市ガス小売り事業者の社名や連絡先
- 契約満了後の更改手続きはどのようにするか
- 工事が必要な場合の負担額（通常は必要なし）

※訪問販売などで書面契約した場合、クーリング・オフ（契約日より8日以内）で契約を破棄できます。

都市ガスの小売り自由化に伴うトラブル事例集

個人情報 を 騙し取る詐欺

電力の自由化と同様、ガス会社以外の手会社も参入してくる。その大手会社の代理店を名乗る電話であっても、不審に思った場合は容易に個人情報を教えず、社名・担当者名を確認しましょう。住所、家族名、電話番号など漏れた個人情報はあらゆる業種の業者の手に渡り、悪用されかねません。

点検詐欺・機器販売の押し売り

ガス機器の点検と称して自宅に上がりこみ、点検をしたふりをする。
「ガス漏れの危険があるので今すぐにガス機器の交換をしてください」とウソを言ったり、「都市ガスからプロパンガスへ変更を」と強制し、工事が必要と迫る。更に生活状況を観察して他に悪用することもあるので、正規のガス会社かどうかをまず確認しましょう。

投資詐欺

新規参入のガス会社の債券や未公開株への投資・出資話などで勧誘する。ありえない高い利回りで勧誘したり、「ありえそうなリターン」の説明をし堅実な投資家のイメージで投資を勧誘するケースがある。

ガス自由化にかかる会社への投資に関心のある場合は、上場株を証券会社で正規に購入しましょう。

- 相談連絡先 警察安全相談室 ☎ # 9110 または、☎ 272-9110
 消費者ホットライン ☎ 188(いやや!) または、☎ (0570) 064-370
 県民生活相談センター ☎ 277-1003
 役場環境経済課 消費生活相談窓口 ☎ 388-1301

(役場では、専門相談員による相談も行っています。〈31ページ参照〉)